

共 同 参 画



Special Feature

特集／男女共同参画週間の主要行事

その1

「平成 21 年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」
について

～キックオフ！これからの10年～

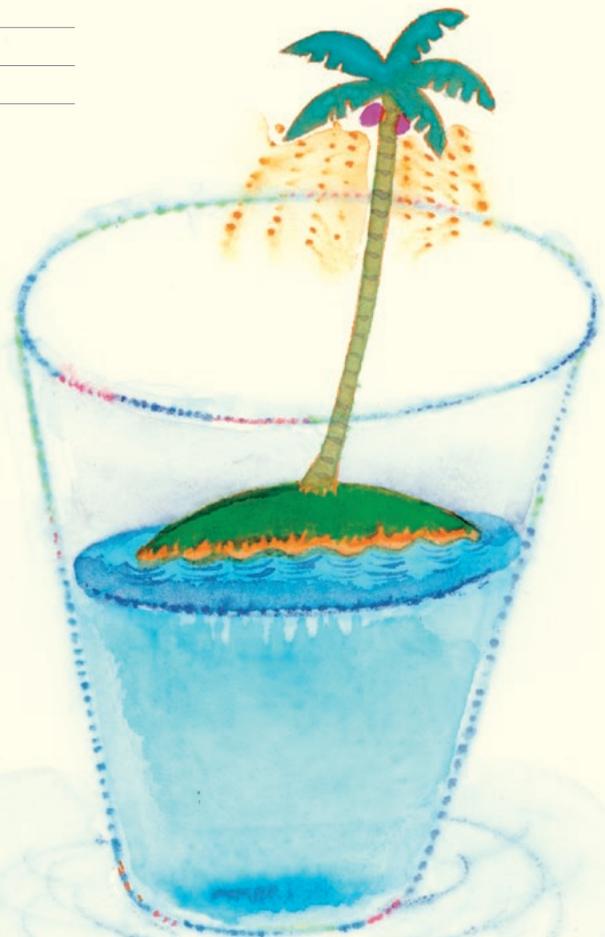
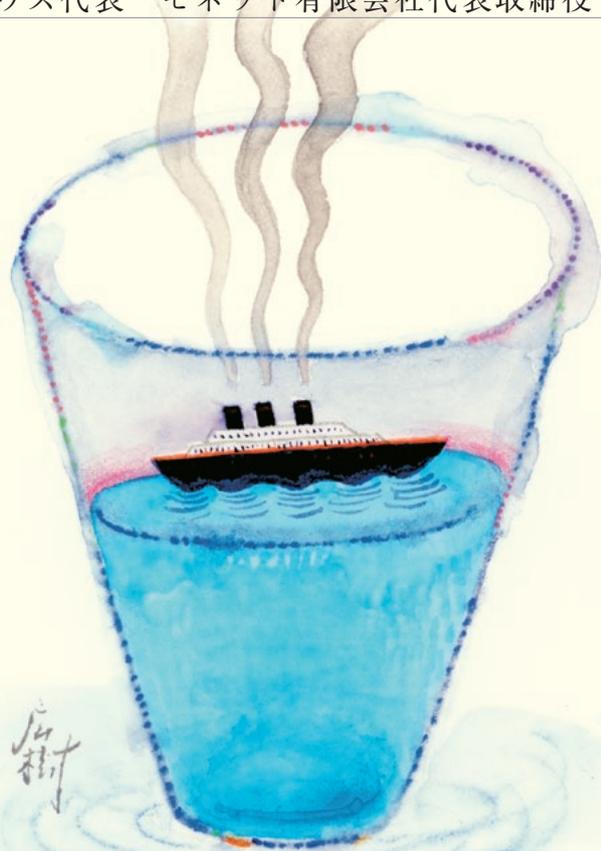
その2

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び
女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞

Special Interview

スペシャル・インタビュー／光畑 由佳

モーハウス代表 モネット有限会社代表取締役



本年は
男女共同参画
社会基本法制定10周年
及び
女子差別撤廃条約
採択30周年です。

男女共同参画社会基本法 制定10周年 女子差別撤廃条約採択30周年

本年6月に、
男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えます。
また、12月には、女子差別撤廃条約
採択30周年になります。
男女共同参画の取組の新たなステージに向かう
記念すべき年です。

主な予定

Schedule

9月5日	男女共同参画宣言都市奨励事業（広島県安芸高田市）
9月19日	男女共同参画フォーラム（岐阜県）
10月17日	男女共同参画フォーラム（群馬県）
10月30日・31日	日本女性会議 2009 さかい (主催：日本女性会議 2009 さかい実行委員会、堺市)
11月6日	全国男女共同参画宣言都市サミット（宮崎県延岡市）
11月14日	男女共同参画宣言都市奨励事業（静岡県富士市）
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部） (11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日)

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

お茶の水女子
大学学長
羽入 佐和子



Hanyu Sawako

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づいて、翌年「基本計画」が制定されました。そして5年後、平成17年の「男女共同参画基本計画(第2次)」では、男女共同参画社会実現のための数値目標も示されています。たとえば、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合は2020年までに少なくとも30%程度とする、女性研究者の採用割合を自然科学系全体として25%を目安とする、などです。

さらに、「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%とする、という目標も掲げられています。

用語を「知る」には、当然その語が表わす内容が理解されていなくてはなりません。「男女」が協調し共同して活動しうる社会が「男女共同参画社会」の意味であるとするれば、その前提として、「男」「女」それぞれに「他者」の理解が重要です。そして、他者を理解するには、知識と経験をもとに育まれる想像力が必要です。

一人ひとりが想像力を発揮して他者を理解し、「男女共同参画社会」という語が周知され、国際的にも評価されうる新たな豊かさを生み出す社会の実現こそが「男女共同参画基本計画」の真の目標ではないかと考えています。

目次

Contents

特集

男女共同参画週間の 主要行事について

その1 「平成21年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」について
～キックオフ!これからの10年～

その2 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞

Page 02

スペシャル・インタビュー

新しいライフスタイルを提案する「編集者」でありたい/
光畑 由佳 モーハウス代表 モネット有限会社代表取締役

Page 14

連載

その1 地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス 先進自治体⑤/
渥美 由喜(株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)

Page 16

その2 仕事と生活の調和推進室だより⑬

Page 17

行政施策トピックス

男女共同参画推進連携会議の開催について

Page 18

連載

その3 長期的な視点に立った女性の人生設計を支援するために

Page 20

取組事例ファイル(自治体編)

奈良県

Page 21

取組事例ファイル(企業編)

株式会社高島屋

Page 22

ニュース&インフォメーション

苦情処理取りまとめ結果公表 他

Page 23

リレートーク

小原 聖子(子育て支援施設『ゆったりーの』運営委員会代表)/
森本 真左子(滋賀県立男女共同参画センター)

「平成21年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」について ～キックオフ！これからの10年～

内閣府男女共同参画局総務課

1 小淵大臣の開会挨拶

開会にあたり、小淵優子内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）は、本会議のテーマの「キックオフ！これからの10年」に触れ、「平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されてからちょうど10年を迎えるに当たり、これからの未来に向けて、今、私たちは何をしなければならないのか、私たちの社会は今後どう進んでいくべきか改めて皆様と一緒に考えていきたい」との挨拶を行いました。



2 男女共同参画シンボルマーク、男女共同参画週間の標語の表彰・各種受賞者紹介

基本法制定10年を記念し、選定された男女共同参画のシンボルマークの最優秀賞受賞者の堀由佳里氏へ、小淵大臣から賞状が授与されました。また、今年度の男女共同参画

週間の標語の最優秀賞に選定された「共同参画 新たな社会のパスワード」が紹介され、最優秀賞受賞者の和田勉氏へ、板東久美子内閣府男女共同参画局長から賞状が授与されました。

また同日午前中に、麻生太郎内閣総理大臣より表彰状を授与された「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、小淵大臣から表彰状を授与された「女性のチャレンジ賞」等の受賞者が紹介されました。（各受賞者については、6～13ページをご参照下さい。）

3 岩男壽美子氏の来賓挨拶

10周年を記念して、男女共同参画社会基本法の制定にご尽力のあった慶應義塾大学名誉教授・男女共同参画審議会初代会長の岩男壽美子氏より、基本法制定の際のエピソードを交え、「基本法は人を得て誕生したということを私たちはかみしめて、男女共同参画社会実現に向けて次の10年、心を新たにして、ぜひ力を合わせて頑張りたい」というご挨拶をいただきました。

4 鼎談(ていだん)「これからの男女共同参画社会への展望と期待」

日本アイ・ビー・エム(株)最高顧問の北城格太郎氏、長崎国際大学学長の潮谷義子氏、コーディネーターとして京都大学大学院文学研究科教授

の伊藤公雄氏の3名による鼎談が行われました。

冒頭に、「日本の男女共同参画その現在・過去・未来」として、伊藤氏にこれまでの10年を振り返っていただき、その後、北城氏、潮谷氏にご自身の経験を踏まえてこの10年間についてお話しいただいた上で、今後、誰もが能力を発揮できる社会づくりに向けてどう進めていくべきか語っていただきました。

伊藤 日本は国際的レベルでは女性の社会参加が遅れている。一方、配偶者暴力防止法の制定(01年)や、男女共同参画基本計画(第2次)(05年)、仕事と生活の調和憲章(07年)、女性の参画加速プログラム(08年)などが実施され、次のステップへと向かっている。

男女共同参画とワーク・ライフ・バランスは21世紀の日本社会のキーワードである。

北城 日本アイ・ビー・エムでは、ダイバーシティ(多様性)の推進に取り組んでおり、中でも女性の登用を推進するために98年ウィメンズ・カウンシルを立ち上げた。ここでは、女性のキャリアアップを阻害する要因として、将来像が見えない、仕事と家庭とのバランスが取りにくい、オールド・ボーイズ・ネットワーク(昔から培ってきた男性中心社会の男性独特の文化)などが挙げられ、これらを解消するために、時間や空間のフレキシビリティを高め、女性のネットワーキング化等を進めて

男女共同参画週間の中央行事として、6月26日（金）、日本青年館（東京都新宿区）において、「平成21年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」（シンポジウム）が開催され、ホームページ等を通じて応募された約900名の方々が出席されました。今年は、男女共同参画社会基本法制定10年にあたり、新たなステージを向かえるため、テーマを「～キックオフ！これからの10年～」としました。

きた。女性の登用というのは福祉的視点よりも、会社の競争力を高めるという経営戦略として位置づけるという意識を企業や団体のトップが持つことが重要である。

潮谷 人権と平等、ワーク・ライフ・バランスの2つをキーワードとして考えている。37年間福祉に関わる中で、疾病や貧困等の問題に性役割分担意識が加わると、問題が複雑化してくると感じてきた。副知事・知事の9年間、「ともに生きる、社会参画できる熊本県づくりを」ということでユニバーサルデザインを県政の大きな柱とした。

熊本県での男女共同参画では、県職員の旧姓使用や男女共同参画推進に関する条例、小学校からのDV予防教育、農山漁村男女共同参画社会プランⅡなど様々な施策に取り組んだ。また、高齢化は、過疎地だけでなく都会でも問題である。後期高齢者が今後増えるとともに、彼らの生活保障が重要になってくる。ILOが提唱する「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）・フォー・オール」が必要である。

伊藤 北城さんには、女性たちが壁を乗り越えるための環境整備をどのようにしてきたかということ伺いたい。

北城 女性たちには、「まず会社の方針として女性の登用に力を入れるけれど、それを受けてチャンスを活かすのは女性の側の責任だと。だから挑戦して欲しい。」といている。

その挑戦する中で、先ほど述べたようなネットワークや相談できる仕組みを作っている。

伊藤 今、学長をなさっている潮谷さんには、大学における男女共同参画についてお聞きしたい。

潮谷 理系分野の女性の教授が少ないし、理系分野に進学する女性比率が低い。学生たちが理系に関心をもってもらえるような人材育成が大切だ。

伊藤 私は女性の潜在的能力は高いと考えているが、北城さんには、その潜在能力を可視化するにはどうすればよいのか、潮谷さんには、「肥後もっこす」といわれるような地域の文化といった縛りをどのように克服していったのかをそれぞれ伺いたい。

北城 職場に女性より男性が配属されることを希望する人は、確かにいる。それは、女性が産休などで抜けるとその穴を埋めるのが大変だからだ。一番大事なのは、社長や部門長などの組織のトップが、女性の登用が経営戦略上必要であり、そのほうが会社は成長し、社会からも好ましい会社と思われるなどプラスであると示すこと。若い人は女性管理職に対して抵抗が少ないが、問題は女性管理職に対して抵抗感のある中間管理職以上の意識改革をどう進めるかということだ。さらに企業のトップに男女共同参画をどのようにしたら理解してもらえるかということに取り組んでいく必要がある。

潮谷 現状では、県民の7割は「男性が優遇されている」と答える。行政の中でも、女性を高い地位につけると「失敗すると『やっぱり女性はだめだ』と言われてしまいますよ」と進言してくる男性がいる。そういう人には、「男性が失敗しても『やっぱり男性はだめだ』とは言わないでしょ」と言う。あらゆる領域に女性が貼り付いてがんばっていくことが大切だ。

伊藤 お二人がおっしゃったワーク・ライフ・バランス、ディーセント・ワークというのが男女共同参画社会づくりの基盤には何よりも必要であろう。地域や職域の違いなどによって男女共同参画への取り組みは多様であるが、その多様性の中で様々なコミュニケーションと協働を男女共同参画の中で進めていく必要があるだろう。



鼎談

「平成 21 年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」について ～キックオフ！これからの 10 年～

5 パネルディスカッション 「チェンジ！チャレンジ！ 共同参画！～新たな時代・ 生き方に向けて～」

コーディネーターとしてシンクタンク・ソフィアバンク副代表の藤沢久美氏、パネリストとして有限会社オズ代表取締役の江崎貴久氏、株式会社ウイル代表取締役の奥山睦氏、そして、株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員の土堤内昭雄氏の3名をお迎えし、ご自身の活動の紹介が行われた後、活発な意見交換が行われました。



パネルディスカッション

藤沢 基本法制定から10年たったが、次の10年に向けて、私たちは何をすべきだろうか。そのロールモデルとなるであろう3名にきていただいた。まずは、みなさんの活動について紹介を。

江崎 三重県の鳥羽で、旅館の女将をしながら、「エコツアーガイド」というものをしている。「エコツーリズム」とはお客様や住民も楽しみながら、地域にある自然や文化を大

事にして使っていこうという観光のこと。漁業と観光を結び、学校と連携するなど、多くの人に協力してもらい9年目を迎えた。地域に頼ったからこそ、地域に必要とされる存在となれた。

奥山 会社員時代は、ハードな毎日、働き方を考え直すようになった。起業後、結婚・出産をしたが、それまでのペースでは働けなくなり、仕事が半減。大田区の小規模事業主向け融資制度に助けられた。そんな中、子育てと両立して仕事を続けようと考えたとき、地域に目を向けるようになり、93年に「大田ワーキングウーマンネットワーク」を設立した。さらに97年には、「大田女性企業家ネットワークTES（テス）」を立ち上げた。

土堤内 19年前に離婚し、2歳と3歳の息子を育てることになった。子育ては仕事にも大きな影響を与える。子育て中は膨大な家事を要領よくこなさなければならないため、タイムマネジメントの力が必要。また、子育ては何が起こるかわからないので、リスクマネジメントの力も求められる。やがて子育てを通じて、柔軟に物事を考え、社会の出来事をいろいろな角度から捉えられるようになった。

藤沢 江崎さん、観光業という男性中心の社会で苦労はなかったか。

江崎 23歳で東京からきて、つぶれた旅館を再建しに来たのが始まりだったので、「出る杭」とも思われ

なかったし、期待もされず、気にされなかったのだと思う。

新しいことを始める時、皆が私の味方だと思えばやりやすい。新しい一歩を踏み出せるのは、おばちゃん達の励ましのおかげだ。

藤沢 奥山さんは、手に職があるので、起業もしやすかったのではないかと。

奥山 働き方の選択肢として起業もあるなど。起業してからは大変だった。女性経営者は少なかったが、先輩の女性にはたくさん助けてもらった。誰も1人でやっていけるわけではない。今の私も夫がいなければやっていけない。夫婦で出張の予定を調整するなど、子どもを一人で置いていかないように気をつけている。

藤沢 3人とも、与えられた試練を乗り越えたという印象がある。与えられた試練だったからこそ、強くなれたのか。

土堤内 状況は変えられないこともあるし、それを受け入れてベスト・ソリューションを探すことが大切。また、子育てを当たり前のことではなく、素晴らしいことだと家族・社会が認め合うことが重要だ。

藤沢 地方では、男尊女卑の文化が根強そうだが、そのあたりは？

江崎 私もかつて、女性であるがゆえに「看板」のように扱われてきたように感じる。男性の中に一人女性がいても話を聞いてもらえなかった。しかし、それは実績がなかった

ためであって、今は話を聞いてくれる人がたくさんいる。やはり積み重ねが大切だ。

藤沢 基本法制定以前より活躍してきた奥山さんから見て、この10年で社会は変わったか。これからどうしたいと思うか。

奥山 自分にとって、仕事は食事のようなものだ。大田区は圧倒的な男性社会で、女性としては数が少ないのが難点だ。政策的に女性を登用することやロールモデルを提示することも大切だ。ただ、政策は行政だけが担うのではなく、民の力で変えていくという意識が必要。次の世代に伝えるためには、ロジックをしっかりとらせて、きちんとした戦略が必要だ。

藤沢 土堤内さんは、女性の中で男性一人という経験をしたが、男性の中に一人いる女性のイメージはどうか。

土堤内 男性はマジョリティの経験しか持たない場合が多いが、マイノリティ体験をすることで、それまで見えなかった差別、障壁に気がつく。男女共同参画を考えると、男性側は「やってあげる」という感覚ではなく、「一緒に歩く」という当事者意識を持つことが大切。

また、ワーク・ライフ・バランスは女性の問題として語られがちだが、男性にも重要なこと。人生は「好い加減」(グッド・ライフ・バランス)が大切であり、仕事だけではない人生を考えるべきだ。

藤沢 江崎さんも「好い加減」を考えてきたか。

江崎 最初は別々に始まったことでも、まったく関係がないことはなく、つながっている。自分の場合、ワークとライフの境目がなく、全て楽・嫌の区別しかない。「こうじゃなきゃダメ」というものはないと思う。働くことが楽しいと思えば良く、お母さんも生き活きし、周りも協力してくれるようになるだろう。

藤沢 「楽しく、一生懸命」が、いろいろな人たちのネットワークを生むのか。

江崎 一人ひとりの個性があるので、良いところをほめることが大切。難しいところをフォローすることを考えるのがチームワーク作りだと思う。

藤沢 男女共同参画の今後に向けてアドバイスを。

奥山 一人ひとりの個性を重んじる必要がある。マイノリティを恐れずに楽しむべきだ。人と違う自分を楽しんだり、そこから可能性を見つけること、また自分と違う人と一緒に何かをやっていく方法を考えることが大切だ。

江崎 自分の個性を大事にしてほしい。互いに個性を大事にしあうことがうまくいくコツだ。線を引きず、前に行くことだ。

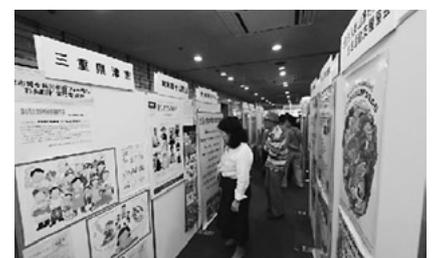
土堤内 ワーク・ライフ・バランスの「ワーク」とは、賃金労働だけではなく、ボランティア活動、家事、育児も「ワーク」だ。これまでは、

主に男性がお金を稼ぐ「ワーク」、女性が貨幣価値に還元されないような「ワーク」を担ってきたが、これからは、男女ともに2つの「ワーク」のワーク・ライフ・バランスをとっていくことが、幸せになる一つの方法では。

藤沢 貨幣に換算しない労働にも報酬がある。貨幣でない報酬をどれだけ渡しあえるかが重要だ。相手を認め、個性を認める、一歩進んで感謝する、ほめあう。それでも社会に入れない弱者に対策をとっていくことだ。一人ひとりが動き始め、言葉を発し始めるだけでも新しい10年は変わってくるのでは。

6 パネル展示

ロビーでは、基本法制定10周年を記念して、各地域・団体、関係省庁等の男女共同参画推進の取組に関するパネル展示が行われました。



パネル展示

男女共同参画社会づくり功労者 内閣総理大臣表彰及び女性の チャレンジ賞・支援賞・特別部門賞

内閣府男女共同参画局総務課

6月26日、総理大臣官邸において、麻生内閣総理大臣及び小渕男女共同参画担当大臣の出席のもと、男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞の表彰式が行われました。

本年度の受賞者とそのご功績は以下のとおりです。(50音順・敬称略)

<男女共同参画社会 づくり功労者 内閣総理大臣表彰>

池田 守男
株式会社資生堂
相談役
(神奈川県)



株式会社資生堂の社長、会長として、女性が自立し、活躍できる社会を目指し、企業内保育所を設置するなど、女性が働きやすい環境整備や女性の能力発揮のために尽力されました。

内閣府男女共同参画推進連携会議議員等として、男女共同参画社会づくりに向けた国民的な取組の推進にも、その手腕を発揮されています。

また、日本経団連少子化対策委員会委員長として、少子化対策に取り組まれる一方、民間の主体的かつ積極的な行動を意図して設立された「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」の代表幹事を務め、次世代育成支援に高

い見識をもって、その活動をリードされています。

さらに、教育再生会議座長代理、また教育再生懇談会委員の立場から、社会総がかりでの子ども、家庭への支援の仕組みづくりと環境整備の必要性を訴求するなど、少子化対策、ワーク・ライフ・バランスの推進、教育といった切り口からも、男女共同参画の推進に大きく寄与されています。

甲斐 カズ子
宮崎県地域婦人
連絡協議会顧問
(宮崎県)



宮崎県地域婦人連絡協議会会長として、男女共同参画社会の実現を目標とし、8年間にわたり、県下の婦人会を統率し、女性の地位向上と女性の社会参画の促進に尽力されました。特に、子育て支援、交通安全、健康増進などの活動に積極的に取り組まれました。

全国地域婦人連絡協議会常任理事を務め、地方の婦人会の声を代弁するなどして、全国の婦人会活動の活性化にも寄与し、男女共同参画の推進に貢献されました。

また、永年にわたり、西米良村社会教育委員や、人権擁護委員を務め、人権相談などの社会貢献活動などにも精力的に取り組まれました。

さらに、NPO法人みやざき男女共同参画推進機構理事を務め、県の男女共同参画社会づくりの推進拠点

である宮崎県男女共同参画センターの運営に携わり、男女共同参画の推進に大きな役割りを果たされました。

加藤 愛子
愛知県女性団体
連盟会長
(愛知県)



永年にわたり、民生委員・児童委員として、地域の児童福祉に尽力され、また、愛知県地域活動連絡協議会会長として、家庭及び地域において、児童の健全育成を図るため、児童館活動や公園遊具の安全点検など、様々な地域活動に積極的に取り組まれました。

愛知県女性団体連盟会長として、「あいち男女共同参画のつどい」を始めとする様々な啓発事業や海外との交流事業、災害時の支援事業、社会福祉事業などを、役員や会員を率いて、積極的にその活動をリードし、男女共同参画の推進に大きく貢献されました。

さらに、財団法人あいち男女共同参画財団の理事、また、15万人の会員数を誇る愛知県女性団体連盟会長として、財団主催の中部圏唯一の国際映画祭でもある「あいち国際女性映画祭」の県民への普及に尽力され、映画祭が女性監督躍進の場として定着するなど、男女共同参画の推進に寄与されました。

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰は、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった方や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた方などを内閣総理大臣から表彰するものです。

田中 裕子
株式会社夢工房
代表取締役
(兵庫県)



「家庭をもつ女性が、子育てや家事をしながら働ける理想の会社をつくりたい」と、女性だけのコンピュータ・ソフトウェア会社を設立し、女性が継続就業できる柔軟で多様な働き方を提供してきました。後に男性社員も雇用し、男女共の「仕事と生活の調和」に配慮した職場づくりを実践しています。

兵庫県経営者協会「女性産業人懇話会」副代表幹事や幹事として、県下の働く女性の継続勤務や管理職登

用への働きかけを行政と協力して行い、また、神戸商工会議所の女性経営者クラブの理事として、機会あるごとに経営者に女性の活用を働きかけています。

さらに、県の在宅ワーク支援事業を通じて、在宅ワーカーをネットワークして自立の支援活動や、大学等で講座を担当し、女子大学生のキャリアデザインについてのアドバイスをを行うなど、ほかにも様々な講演会活動などを精力的に行い、女性の生き方や働き方などについて広く社会に発信し、男女共同参画の推進に貢献されました。

中村 富美子
元足立区女性
団体連合会会長
(東京都)



足立区女性団体連合会会長等として、女性フェスティバルなどの啓発活動を積極的に展開し、男女共同参画社会づくりの機運の醸成に尽力されました。また、そうした活動が自治体の枠を超えて男女共同参画条例を考えるネットワークの結成につながるなど、足立区及び東京都における男女共同参画の推進に大きな役割を果たされました。

足立区男女共同参画社会推進条例制定のための委員等として、同条例



平成21年度男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰式
平成21年6月26日 於：総理大臣官邸

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰 及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞

制定や4度にもわたる足立区の女性行動計画策定などに大きな貢献をされました。

さらに、足立区女性総合センター開設10周年記念事業シンポジウムで女性に関心の高い環境問題を取り上げたり、「安全・安心なまちづくり女性フォーラムINあだち」における防災問題では、地域に密着した女性が主役となるネットワークづくりの必要性を訴えるなど、様々な啓発活動を積極的に行い、男女共同参画の推進に寄与されました。

成田 宏子
前青森県男女共同参画推進協議会会長（青森県）



昭和31年から公立小学校教諭として活躍、青森県女性校長・教頭会会長、青森市小学校長会会長、青森県小学校長会副会長などを務め、広域的な女性教員相互のネットワークづくりなどに尽力されました。

また、職業を持って活躍する女性を中心となって活動する「日本BPW連合会青森クラブ」会長や「青森県婦人団体連絡会（後の青森県女性団体連絡会）」会長を務め、働く女性の利益を促進し、女性の社会的地位と職業水準の向上や、働く女性の親交と理解を深めるための活動に取り組まれました。

青森県男女共同参画推進協議会会長として、県内各自治体への意識啓発、各団体や個人の活動の支援など

を積極的に行い、県内における男女共同参画を推進する牽引役として大きな役割を果たされました。

さらに、青森県男女共同参画審議会委員として、「新あおり男女共同参画プラン21」策定に大きな貢献をされました。

原 ひろ子
城西国際大学
大学院客員教授
(東京都)



国内のみならず、アジアをはじめとする海外におけるNGO活動を積極的に展開し、人身売買撲滅に関する活動や、女性の人権保護に関する様々な活動を行うなど、本分野において大きな役割を果たされました。

また、総理府男女共同参画審議会委員や内閣府男女共同参画会議議員等として、男女共同参画社会基本法や政府の男女共同参画基本計画の策定及びその推進に貢献されました。

内閣官房長官の私的懇談会である「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」会長として、アフガニスタン復興支援を進めるに当たっての、女性のニーズに配慮した支援の在り方についての検討、提言の取りまとめに貢献されました。

さらに、日本学術会議会員等として、研究機関等における女性科学者の環境改善や女性研究者の増加促進の検討などに尽力されました。

樋口 恵子
特定非営利活動法人
高齢社会をよくする
女性の会理事長（東京都）



NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」理事長として、男女共同参画の視点から、より望ましい高齢社会形成のための各種活動を積極的に展開するなど、男女共同参画の推進に貢献されました。

総理府男女共同参画審議会委員等として、男女共同参画社会基本法制定などに大きな貢献をされ、また、内閣府男女共同参画会議各種専門調査会会長等として、仕事と子育ての両立支援策に関する提言のとりまとめや、女性のチャレンジ支援策推進の提言の審議などに尽力され、男女共同参画社会実現のため重要かつ緊急の課題について、具体的で実効ある解決策の提言の発信に大きな役割を果たされました。

さらに、「女性と仕事の未来館」館長を務め、働く女性や働きたい女性の支援などに積極的に取り組み、男女共同参画の推進に大きな貢献をされました。

福原 啓子
特定非営利活動法人
かながわ女のスペース
みずら代表理事
(神奈川県)



NPO法人「かながわ女のスペースみずら」代表理事として、永年にわたり、ドメスティック・バイオレ



6月26日の表彰式の模様

ンスやセクハラ、外国籍女性への援助など、女性が抱える問題が社会的に広く認知される以前から、切実な問題に悩む多くの女性を支援する活動を、積極的に行っており、その先進性で県内のみならず、全国的な活動をリードされてきました。

こうした経験や事例をもとにした著書やシンポジウムなどの様々な活動を通じ、ドメスティック・バイオレンスなどの対策の必要性や被害者等の支援に関する啓発に努め、社会の認識や被害者支援等の取組みの改善などに大きな影響を与えています。

また、行政とも協力をし、その活動を通じて男女共同参画の推進に寄与しておられます。

藤井 絢子
滋賀県環境生活
協同組合理事長
(滋賀県)



琵琶湖の水質汚濁問題を出発点に、市民の立場から、女性が中心となって廃食油を回収し、汚染の少ない石鹼に加工する「リサイクルせっけん」活動モデルや、農村の休耕田等で菜の花を栽培し、採取した油を燃料として活用する「菜の花プロジェクト」を立ち上げるなど、環境保全や地域の活性化に貢献する活動モデルを構築し、全国に活動の輪を普及させています。

こうした、日常の生活から生じる環境負荷を低減し、それを、地域活

性化にもつなげていくという環境保全活動は、女性に関心が高い分野であり、本分野において、主導的な立場で活動に取り組むだけでなく、他の地域のモデルとして積極的に普及・支援活動を行い、全国的な活動に発展させるなど、本分野におけるロールモデルとして、男女共同参画の推進に大きく貢献されています。

水上 幸衛
財団法人ふくい
女性財団理事長
(福井県)



財団法人ふくい女性財団役員として、女性の健康問題に取り組むなど、財団の新たな活動を積極的に展開し、また、新潟県中越地震に際しての義援金募金活動や子育て支援事業に積極的に取り組まれました。

また、漁協組織の発展のためには男女が協力して取り組むことの大切さを訴え、福井市漁協婦人部を組織し精力的に活動しています。

福井県漁協女性部連合協議会会長等として、平成9年に発生したロシアタンカー油流出事故をきっかけに、「海や川をきれいにする運動」の啓発事業を積極的に展開されたほか、食育や地産地消推進などを図るための活動を積極的に行っています。

さらに、女性漁業士などの、漁業に従事する女性の育成に積極的に取り組むなど、水産業分野における男女共同参画の推進に大きく貢献され

ています。

和田 智恵子
湊漁業協同組合
女性部部长
(京都府)



湊漁業協同組合女性部部长として、地域特産品の加工品開発及び生産販売の定着に尽力され、その努力と成果が、漁協女性の就労拠点となる総合水産総菜加工施設の建設に結びつくなど、地域漁村女性が主体的に漁家経営に参画し、経済的に自立する道が切り拓かれました。

京都府漁協女性部連合会会長等として、リーダーとしての役割を積極的に果たし、漁業に携わる女性の意見を汲み上げ、それを意思決定の場に反映させることにより、女性がいきいきと生活できる地域づくりを目指すなど、水産業分野における牽引役として、男女共同参画の推進に大きく貢献されました。

また、水産加工技術が優れていること等から、京都府初の女性漁業士に認定され、漁村女性の社会的評価及び地位の向上を図るとともに、後進の育成指導に尽力されました。

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰 及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞

<女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞>

(1) 女性のチャレンジ賞 (女性の個人及び女性団体・グループを対象)6件

特定非営利活動法人
NPOカタリバ
(代表理事：今村 久美)
(東京都)



2人の女子大学生が、自分の経験をもとに学生たちに最初の一步を後押しするきっかけづくりが必要と考え始めた活動です。

活動の中心は、大学生や専門学校生を中心としたボランティアスタッフが自らの経験や体験を基に高校生と直接対話するキャリア教育授業、いわゆる「カタリ場」です。

活動の結果、最近「カタリ場」を生徒指導の一環として積極的に授業に組み込む高校が増加しています。

また、この活動を通して培ったノウハウを活用し、法人向けにイベント運営や企業研修、人材育成プログラム等を手がけているほか、現場の教師、教育産業関係者、教育問題等に関心が高い社会人、学生などを中

心に、勉強会や交流会等のイベントも実施されています。

苅田町女性農業機械
オペレーターグループ
「グリーンズ」
(会長：西田 美恵子)
(福岡県)



自ら大型特殊免許や牽引免許、農業機械士の資格を取得した専門的な知識を持つ農業女性たちが2002年に設立したグループです。

高齢農業者等が管理できなくなった圃場や、大規模な営農組合では管理が難しい条件の悪い零細農地の農作業を受託するとともに、休耕田を利用した農作物の生産を行ったり、最近では町の特産品であるお菓子の材料の紫芋の契約栽培をして地域の農地保全や農業振興に大きく貢献されています。

また、地域の小学校で生産から販売まで一貫した体験学習を行う食育活動にも積極的に取り組んでいるほか、地域子ども達に、地域の食材を使った素朴な郷土料理の素晴らしさやおいしさを体感させることで、地産地消の推進や将来の農業の後継

者等の育成にも繋げています。

増田 恭子
(富士宮駅前通り商店街
振興組合理事長)
(静岡県)



駅前通り商店街のおかみさんのリーダーシップをとり「おかみさんの会」を結成しました。

積極的に勉強会を開き、商店街探訪マップの作成をきっかけに、市民の目線で街を楽しむ、月1回の「十六市」の定期開催を実現させるなど、手作りの活動で商店街の活性化に寄与してきました。

また、国内最大級の物産展では、富士宮市を焼きそばを通じて全国に広くPRし、地元物産品の魅力発信に努め、「食」においても地域ブランドの確立に貢献されました。

このほか、子どもの一時預かりや食育ミニキャンプの実施、空き店舗活用の授産製品販売と工房、障害児の学童保育を障害福祉サービス事業所と連携して提供しています。また、小、中学校総合学習への指導も全国的に名をはせています。

このような活動が評価され、静岡県内女性初の商店街振興組合理事長をはじめ、様々な役職に就任されています。

光畑 由佳
(モーハウス代表
(モネット有限会社
代表取締役)) (茨城県)



女性のチャレンジ賞は、起業、NPO 法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを男女共同参画担当大臣から顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すこと等によって男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的として、平成 16 年度から実施しています。

自身の電車内での授乳体験をきっかけに、デザイン性が高く外出時に着用でき、かつ授乳時に肌が露出しない、実用性を備えた授乳服の製作・販売を始め、2001年に法人化しました。

会社では、女性の子連れ勤務を実現しているほか、勤務時間・勤務日等の設定を柔軟に運用することで、子育て中の女性が育児と仕事を両立できる就労環境を整えています。

また、出産・育児をテーマとしたイベント・セミナー等を開催し、助産師などの育児専門家と母親をつなぎ、より良い出産・育児環境の整備に努めています。

さらに、講演やテレビ出演等を通じて、女性が子育てを楽しみ、また子育てと仕事を両立できる新たなライフスタイルの提案も行っております。本号のスペシャルインタビューをご覧ください。

山口 絵理子
(株式会社マザーハウス
代表取締役)
(埼玉県)



大学時代に開発途上国支援に興味を持ち、その後世界最貧国のひとつであるバングラデシュ人民共和国に単身で飛び込みました。

そして、現地の素材であるジュートという麻の一種を生かしたバッグを、現地の工場で、現地雇用のスタッフで製品化し、それを日本で販売することで、その国の人々が自立でき

る体制を目指して「株式会社マザーハウス」を設立しました。

ビジネスを通じた国際貢献、妥協しない品質・商品基準、地球環境への配慮などの企業理念のみならず、そのデザイン性からも多くのファンを獲得することに成功しています。

また、若手社会起業家としても注目を集めており、新聞や雑誌などへの掲載や講演等も行っております。

レディース100年の森
林業グループ
(代表：鷹嘴 充子)
(北海道)



不在地主が所有する山林が売りに出されたことがきっかけとなり、10人の女性が山林所有者となって、北海道内初の女性林業グループとして発足しました。

自ら枝打ちや下刈り作業を行いながら、自己研鑽と地域環境づくりのため森林・林業に関する視察研修を行うとともに、自らの森を会員や他のグループなどとの交流の場にするため「実習林」とし、地場産カラマツを利用したログハウスを建設し、研修の場としています。

また、森林ボランティアグループとの植樹や漁協女性部との「お魚殖やす植樹運動」など他の分野との交流、地域の親子や子どもたちを対象とした森林教室の開催、公共施設等への花壇の設置を行うなど、地域環境づくりの活動を積極的に行っております。

(2) 女性のチャレンジ 支援賞 (団体・グループを対象) 1件

財団法人厚生年金事業振興団
大阪厚生年金病院
(院長：清野 佳紀)
(大阪府)



出産後、退職を余儀なくされることが多い女性医師等の問題にいち早く取り組み、働きやすい職場環境を整備しています。

育児休業、出産休暇、子育て支援休業等の制度を設け、正規職員のみならず研修医などの契約医師や臨時職員にも制度の適用を認めています。

また、院内保育所と病児保育室を

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰 及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞

設置したほか、近隣の保育所と連携して利用できる応援体制をとり、希望者にはフレックスタイム制により残業・当直なしの勤務体制とするなど、多岐にわたる支援を行っております。

さらには、充実した研修体制を整え、職員の働く意欲を高めたり、ワーク・ライフ・バランスを考える委員会を設置したりするなど、子育て支援以外の労働環境の整備にも努めておられます。

(3) 女性のチャレンジ賞 特別部門賞(女性の個人及び女性団体・グループを対象)5件 (平成21年度の特別部門は「安心して暮らせる地域づくり」)

行きまっせ！消費者啓発グループ「てくてく」
(代表：谷 京子)
(兵庫県)



高齢者が悪質な訪問販売のターゲットになり、消費者被害に遭うケースが後を絶たないことから、被

害を未然に防ぎ、消費生活の主体者としての自立支援を目指して、兵庫県川西市消費生活センターと協働で、高齢者や高齢者を見守る立場の人を対象とした出前講座を実施しています。

講座は、演劇を取り入れ、高齢者にも分かりやすく楽しみながら学習できるように工夫しています。これまでの実績は延べ100回を超え、毎年2月に行う新作発表会では、会場が満席になる程の来場者があり、飽きさせない進行で大いに盛り上がりを見せています。

また、兵庫県くらしのクリエイター活動やテレビ出演などを通して、全国に向けての消費者啓発にも多大の貢献をされています。

亀井 静子
(特定非営利活動法人
生ゴミリサイクル
亀さんの家理事長)
(三重県)



看護の仕事一筋の生活を送っていましたが、50歳を過ぎた頃に自宅を「宅老所」として地域のお年寄りの憩いの場に開放しました。

自由に楽しく集まるだけではなく、できればお年寄りに生き甲斐を感じてもらいたいという思いから、生ゴミの堆肥化に挑戦し、2004年NPO法人を発足させました。

その後、堆肥を使っての有機野菜作りにも取り組み、出来た野菜を地域のレストランや直売所などに販売

し、売上を会員であるお年寄りに還元することで、より一層の生き甲斐とすることに成功しています。

また、最近はお年寄りとともに地元の小学校への環境出前授業を行うなど、地域においてお年寄り子どもたちがふれあう機会も提供しています。

特定非営利活動法人 さんかくナビ
(理事長：貝原 己代子)
(岡山県)



DV対策に取り組み、民間シェルターの運営、DV相談の実施、DV被害者及び同行児童等の支援活動、DV被害者の支援者の育成のほか、自助グループの運営、被害者を対象としたIT技術講習の実施、DV防止・被害者支援等に関する各種講演活動等、様々な活動を実施しています。

特に、早い時期からデートDV被害者支援と予防啓発活動に力を入れており、弁護士や医療関係者とともにグループを立ち上げ、研究事業による実態の把握、若者に身近なインターネット掲示板を活用した相談の継続実施、教育現場での講演活動等の活動を展開されています。

三上 公子

(特定非営利活動法人
活き粋あさむし事務局長)
(青森県)



保健師だった行政での経験を生かしながら、NPO法人の事務局長として、ヘルシーコミュニティ形成に取り組んでいます。

特に、NPO活動におけるコミュニティレストラン「浅めし食堂」は、栄養バランスがとれた日替わりメニューと温かい雰囲気により近隣の高齢者が多数利用し、地域の食文化の伝承、高齢者の憩いの場づくり、地産地消等の面で貢献しています。

ほかにも、地域子ども教室、高齢者・障害者世帯などへの弁当配達、遊休農地を利用した「いきいき農園」、ヘルシーツアー等を手がけるなど、「健康」をキーワードに地域が求める活動を幅広く展開しています。

さらには、全国の保健師を対象とした研修や講演活動を各地で実施し、専門雑誌への掲載も行っております。

吉村 憂希

(特定非営利活動法人
青少年育成審議会JSI
理事長) (大阪府)



コンビニにたむろする子どもたちの相談にのったことがきっかけとなり、止まり木となる自立支援のフリースクール等を作り、2000年にはNPO法人を結成しました。

「まちづくりはひとづくり」という理念に基づき、子育て支援や子どもの自立支援、青少年健全育成、防犯や防災のための諸活動を展開することにより、心豊かで安全かつ安心できるまちづくりを担う、全世代にわたる「市民の自立」のための総合的支援を行っています。

具体的には、地域と子どもたちを繋ぎ、あいさつや交通マナー、災害時の避難方法を学ぶプログラム実施、救命指導、子育てや健全育成のための地域力向上やサークル支援、問題解決のためのプラン作り、啓発のための講演や講座を全国各地で展開されています。



表彰式における代表者挨拶

Special Interview



新しいライフスタイルを提案する 「編集者」でありたい ～授乳服の販売からライフデザイン支援まで～

Mitsuhashi Yuka

今回は、今年度女性のチャレンジ賞を受賞された女性起業家光畑 由佳さんにお話を伺いました。

— チャレンジ賞の受賞おめでとうございます。まずは、受賞されてのご感想をお聞かせください。

光畑 授乳服を販売する「モーハウス」の活動を始めた当初は、これでお母さんが多いに違いない、みんな助かるに違いないと思ったのですが、すぐには受け入れていただけませんでした。当事者の女性自身に、子育て中だから家にいて、子育てだけに専念しなきゃという意識があったのではないかと思います。それが十数年たって、こういう賞が頂けるという状況になってきたのはすごい変化だと思いますし、本当にありがたいことだなと思っています。

私自身が、ずっと子連れ出勤でやってきましたので、私一人の力ではなく賛同して下さったお客様、一緒に働いてきたスタッフ、支援して下さった様々な方がいなければ、

こういう活動は楽しく続けられなかったと思います。

— 起業のきっかけというのは何だったのでしょうか。

光畑 二人目の子が生後1ヶ月頃に、電車で外出したのですが、途中で泣き出してしましまして、やむなく車内で授乳をしたわけです。そのときに、もちろん自分自身、恥ずかしいというのがあるのですが、なんて不自由なんだろうと思ったのです。何か道具で解決できないかなということで、出会ったのが授乳服でした。実際にそれを着たときに、とても解放感があったんですよ。こんなに楽になるのだから、みなさんにまず存在を知ってほしい、そして選んでほしいと思ったのがスタートですね。

— 起業されたあと、自社内でスタッフも含めて、子連れ出勤を実践されたそうですね。

光畑 その経験を本にまとめて出版したのですが、読むのはお母さんかなと思っていてところ、意外と男性の方も読んで下さっているようです。こういう多様な働き方をしっか

り考えていかないといけないよね、という反応が多く、自分の会社や職場でできるか、できないかということまで考えてくださっているというのが、すごくうれしいです。

子連れ出勤というのは、方法としてはすごく極端な例だと思います。単に子連れ出勤は楽ですよ、ということを書いたかっただけではなく、子連れ出勤という一番極端な方法を提示することで、色んな人の選択の幅を広げられたら、と思って書きました。つまり、お母さんならば、私は子どもがいるからできない、と自分で諦めてしまわずに、周囲の人達、家族の協力などを得られるよう、積極的に条件や環境の整備にトライしてみる。そうするとその過程で解決策が見つかることもよくあります。また、企業ならば、子どもがいる女性の力を活用してみる、といったことです。

「出来るかもしれない」となんとなく感じてはいるけれども、周りで実践しているところがなかったり、理論的な根拠がなかったりという状況の中で、私のように実際に実践して



光畑 由佳

モーハウス代表
モネット有限会社代表取締役

みつはた ゆか／

外出時に着用でき、授乳時に肌が露出しな
い授乳服の製作・販売を始め2001年に法人
化。東京・青山のショップも含めて子連れ勤
務を実現する等、育児と仕事を両立できる就
労環境の整備に努めている。また、女性のラ
イフデザインを支援する活動団体「マザー・
ライフ・アソシエーション(通称：らくふあ
む)」の立上げを準備中。著書に『働くママ
が日本を救う！～「子連れ出勤という就業
スタイル』』<http://www.mo-house.net/>

「ワーク・ライフ・ミックス」な生き方・働き方を実践しています。

いる例があると、自信が得られるの
ではないでしょうか。どんなお母さん
でも企業でも、子連れ出勤が可能
というわけではないのはもちろんで
すが、女性の活用のためのひとつの
ヒントとなればと考えています。

— 光畑さんのように、社会的な課題を意識して事業運営を行う起業家を「社会起業家」として位置づけるようになってきました。

光畑 私は、自分は編集者だと思っ
ていまして、メーカーだとはあまり
思っていません。雑誌などのメディア
を使う代わりに、モーハウスの授
乳服で表現したり、「授乳ショー」
というイベントで表現したり、子連
れ出勤というスタイルや、本という
形で表現したりと、いろんな方向か
ら伝えていきたいと思っています。

起業当初は、NPOを別に作るか
とか、NPO化するかということは、
何度か議論として持ち上がっていま
した。しかし、私の中では、商品販
売で利益を出し、自立できるような
組織・人を作りたいというところ
があったので、企業という形が一番
自然だったんですね。ですので、企業

として利益を追求しつつも、社会へ
のメッセージを発信していく、とい
うことが、「社会起業家」という言
葉ができたことで、一般の人にも理
解されやすくなってきたのは良かっ
たと思っています。

— ワーク・ライフ・バランスについてのお考えをお聞かせ下さい。

今の世の中にあっては、社会の中
で何らかの活動をしている自分、家
庭の中で生活する自分、子育てする
自分、それらが全部組み合わさって
一人の「自分」を形成しているのだ
と思います。ワーク・ライフ・バラ
ンスに逆行するような人というの
は、仕事だけになって、生活がなく
なる。他方、子育て中の人の辛さ
というのは、実際におむつを替える回
数が多いから大変だとかいうこと
ではなくて、おそらく社会とのつな
がりが断たれてしまうところにある
と感じています。

ですから、仕事の中に生活が差し
込まれてきたり、生活の中に仕事な
どの社会的な活動が入ってくるとい
うことは、とても自然な流れなの
かなと。

そういうわけで、私はいつも、
「ワーク・ライフ・ミックス」とい
う言い方をしています。「ワーク・ラ
イフ・バランス」ではなく、「ミク
ス」にしたのは、「ワーク」と「ラ
イフ」が対立軸ではなく、同じ方
向を向いてほしいという思いがあ
ったからです。

現代日本の企業社会においては、
「もっと早く家に帰る」というこ
とももちろん重要です。しかし、ワ
ークとライフを切り離して、時間割
的に、ワークが終わったらライフ
という考え方だけではなく、私
のように、起きている時間はず
っと仕事しているけれども、ず
っとその間に子育ても間に入
ってきてというような形もある
のではないかなと思うのです。
そういう多様な選択肢というの
を知ってもらえたらと思います。

子連れ出勤のメリットというの
は、労働力不足の解消、人材の多
様化、企業イメージの向上など
すべてワーク・ライフ・バラ
ンス推進によるメリットと同じ
なんですよ。

**— 本日は元気のお話を伺い
できました。ありがとうございました。**

地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス 先進自治体⑤ 石川県

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

企業による地域の 子育て支援

最近のわが国の少子化対策は、保育ママの拡充など、子育て支援大国であるフランスの施策を参考にしたものが多い。日本で最もフランスに近いのは、北陸3県だ。いずれも共働き、3世代同居が多く、就労環境の整備とともに、官民連携して少子化対策を競い合ってきた。

特に、石川県は昨年11月に内閣府から「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰（少子化対策大臣表彰）を受賞するなど、有名な先進自治体だ。筆者も同賞の選考委員の一人として審査にあたったが、同県の取り組みは特筆に値する。

そもそも石川県の人口あたりの保育所の整備率は、ここ数十年、全国一位だ。また、プレミアム・パスポート事業（図表1）、エンゼルサポート事業（図表2）など、企業や県民が連携した子育て支援策を全国で初めて実施している。他の自治体でも類似の取組が展開されているが、大半は税金で実施している。これに対して、石川県では税金を投入せずに、事業費用を企業・県民が負担している。

また、2008年の4月から、全国で初めて中小企業の一般事業主行動計画の策定を義務化するとともに、行動計画を公表した企業をWLB企業としてPRしている。その結果、県内企業全体に占める行動計画策定企業数の割合は6%と全国一だ（他県の平均は2～3%）。

石川県の取り組みは、国に先んじており、国が追い付いてきたら、さらに次の一步へと踏み出す。従業員50人以上の中小企業に対して、4年後（2013年）と猶予期間を延ばして、義務化する。ちなみに、お隣の富山

県も本年から従業員51人以上の企業に実施しており、2011年には公表を義務化する。

社会貢献企業の 県民が評価

こうした一連の取組みは、谷本知事のトップコミットメントが大きい。知事は、環境、少子化の分野で、自らの政治姿勢を示してきた。同県によると、「環境、子育て支援、WLBといった社会貢献活動に取り組んでいる企業を県民が評価するという思想を普及させてきた成果だ」。

具体的には、県事業に企業が入札する際の評価点数に入れた結果、建設業の行動計画策定が伸びた。また、地元の金融機関に協力を仰ぐと、融資を受けている企業は右にならえとなりやすい。

このように、まず量の拡大に努めてきたが、質の向上にも着手している。国に先んじて、中小企業へのWLBコンサルタント派遣事業を実施するとともに、県内の社会保険労務士、企業の人事労務管理担当者等を対象とした「コンサルタント養成講座」を開催している。いずれも筆者がコンサル、講師として携わってきたが、県担当者は実に熱心かつ優秀だ。

実は、中小企業の策定・公表義務化と一口にいても、具体的な作業は困難をきわめる。従業員50人以上の企業リストを県では把握していないからだ。石川県では、担当者が企業のHPを風潰しに調べていくなど、苦勞してリストを作成した。実は、総務省は登記の関係で企業データを保有しているし、厚生労働省も障害者保険の関係で、56人以上のリストは持っているが、いずれも目的外使用の手続きには時間がかかる。国はもっと県のWLB推進に協力すべきではないか。

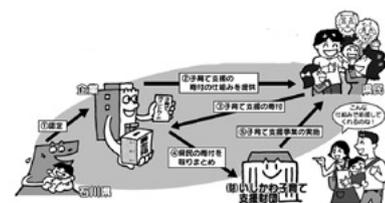
図1 プレミアム・パスポート事業の仕組み



- (注) 1. プレミアム・パスポート事業とは、多子世帯を社会全体で支えることを目的に、3人以上の子どもがいる家族を県内の協賛企業が支援する事業。
2. 協賛企業（子育てにやさしい店）では、それぞれに割引・特典を設定しており、プレミアム・パスポートを提示することで、割引・特典を受けることができる。

(資料) 財団法人いしかわ子育て支援財団のHPより作成（図表2も同じ）。

図2 エンゼル・サポート事業の仕組み



- (注) 1. エンゼル・サポート事業とは、県が認定する「子育て応援企業」に対して、県民が気軽に寄付できる仕組み。寄付の仕組みの例：ポイント交換の対象として寄付を設定、レジ付近に子育て支援募金箱を設置など。
2. 認定を受けた企業が、寄付の仕組みを県民に提供する。企業が提供する仕組みを県民が利用し、子育て支援の寄付をする。
3. 県民からの寄付を企業が取りまとめ、いしかわ子育て支援財団に進呈する。
4. 県からの寄付を(財)いしかわ子育て支援財団が活用し、子育て応援事業を実施する。



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。

仕事と生活の調和推進だより⑬

内閣府仕事と生活の調和推進室

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2009～日本の『働き方』が変わりはじめた。変えるのは、今。～」を公表しました

平成19年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定されて以降、官民が一体となって仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めてきましたが、本レポートは、仕事と生活の調和の実現の状況を、毎年、定点観測することを目的としたもので、今回が第1回目の発表となります。

このレポートは、労使と地方公共団体の代表者や有識者からなる仕事と生活の調和連携推進・評価部会と、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議が連名で取りまとめました。

日本の「働き方」は変わったか？

憲章・行動指針に掲げられた数値目標や関連するデータの動きを見ると、近年、長時間労働者比率の低下、フリーター数の減少など一定の改善が見られます。一方、年次有給休暇取得率や男性の育児休業取得率等の指標については、改善のテンポが緩慢で、一層の努力が必要です。

こうした現状を踏まえ、レポートの副題を「日本の『働き方』が変わりはじめた。変えるのは、今。」としました。今が、この変化の兆しを大きな流れへとつなげていくための正念場です。

「変えるのは、今。」

このレポートでは、企業やそこで働く者、国、地方公共団体、関係団体、そして国民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けての取組を、幅広く紹介しています。ご覧いただくと、多様な主体が、それぞれのやり方で取り組んでいることに驚かれるのではないかと思います。

います。

例えば、都道府県レベルでは41の自治体が、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の登録・表彰制度を実施しています。また、労使団体が組織力をいかした取組を展開する一方、看護協会やNPOといった民間団体も特色ある取組を実施しています。

もちろん、現在の取組で十分というわけではありません。企業によって、また、人によって、ワーク・ライフ・バランスについての意識は温度差があり、“企業に制度は導入されたけれど、効果があがらない”“仕事の効率化が進まない”といった課題も山積しています。

このレポートを行動のきっかけに。

このレポートには三つの目的があります。一つめは、ワーク・ライフ・バランスの現状の定点観測、二つめは、山積する課題に対して各主体がどのように取り組むかという決意表明、そして、三つめは、レポートをご覧いただいた皆さん自身の背中を行動に向けて後押しすること。

かなり分厚いレポートですが、この中から、行動のヒントの一つでもみつけていただければ幸いです。

*本レポートは、仕事と生活の調和推進室ホームページに全文とサマリーを掲載していますので、ぜひご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/wlb/>



レポート表紙



男女共同参画推進連携会議の開催について

内閣府男女共同参画局総務課

1. 男女共同参画推進連携会議とは

男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」という）は男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図り、国民的な取組を推進するために、平成8年9月3日に発足しました。以来、男女共同参画に関わる政府の政策や最近の情勢について広報し、広く社会に普及浸透させることを目的として活動を続けて来ました。

現在、有識者議員16名と団体推薦議員90名の106名の議員で構成されており、年2回程度、全議員により全体会議が官邸にて開催されています。全体会議では互選により決定された議長、副議長の進行で男女共同参画に関する最近の動きの説明、テーマ別の意見交換、団体の活動の紹介等が行われています。有識者議員で構成される企画委員会では連携会議の事業内容、男女共同参画に関する最近の動き等に関して意見交換が行われます。企画委員会では、一般の方を対象とした情報提供・意見交換のための「聞く会」も主催しています。

2. 企画委員による小委員会活動

全議員の任期は2年となっており、男女共同参画担当大臣より依頼されます。多くの参加議員が自主的に意見交換、活動していける場としていくことや、政府と関連団体間の情報交換をより一層密にするなど、ネットワークの充実・強化を図るため、平成20年年初、企画委員が自主的に「202030小委員会」、「啓発活動小委員会」、「国・地方との連携推進小委員会」、「広報小委員会」の4つの小委員会を設置しました。次のように平成20年度の連携会議の活動計画を立案、実行

し、7月3日の第26回連携会議全体会議で報告を行ったところです。

●202030小委員会

【活動目的】

「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」の目標に向けたロードマップを作成するとともに、具体的な成果を男女共同参画推進連携会議において共有し、また連携会議の活性化を図ること。

【活動内容】

連携会議構成団体（90団体）の男女共同参画に関する具体的な取組を明確にし、女性の参画を阻む要因の分析を実施することを目的として、各界・各層で活躍する女性や、その周囲を取り巻く環境について、平成20年9月にアンケート調査を実施し、25団体より回答を得ました。

その結果、女性の参画拡大のためには、①男性だけでなく、女性自身も含めた社会全般における固定的役割分担意識の見直し、②男性も含めた働き方の見直しを含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、③女性がキャリアデザインを行うための環境整備、能力開発のための支援（豊富なロールモデル、相談体制の整備）に取り組んでいく必要があることがわかりました。

●啓発活動小委員会

【活動目的】

女性の登用促進のための組織トップの意識改革を図ること。

【活動内容】

国の表彰（平成11年～19年）、地方自治体の表彰（平成11年～20年）、民間表彰・ランキングを洗い出し、男女共同参画局のホームページ上で国・地方公共団体と一部民間の表彰とその受賞企業、団

体の一覧を掲載、どの企業・団体がどの表彰を受けているかが一覧できるような形で情報提供を行いました。今後も毎年更新する予定です。

http://www.gender.go.jp/commendation/hyosyo_kuni_chiho.html

また、表彰受賞回数やランキングなどから把握した企業とその業界状況等を踏まえ、大臣からの企業トップへの働きかけを検討し、平成20年7月に大臣と14社の企業トップとの懇談会を行いました。

●国・地方との連携推進小委員会

【活動目的】

男女共同参画社会づくりを全国レベルで促進するため、国と地域版男女共同参画推進連携会議（以下「地域版連携会議」という。）や男女共同参画センターによるネットワークの構築・強化を目指す。

【活動内容】

平成20年7月半ば、地域版連携会議に対して、国と地域版連携会議によるネットワーク（国・地方男女共同参画推進ネットワーク）への参加の呼び掛けに別記の10府県の地域版連携会議が参加。そのうち6府県の地域版連携会議（*）は、20年度の「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業」によるセミナー・シンポジウムを内閣府と共催しました。

●広報小委員会

【活動目的】

男女共同参画に係わるキャッチフレーズやイベント、「えがりて」や「聞く会」の名称等男女共同参画に係わる広報のあり方の検討。

【活動内容】

平成21年2月に「ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画」と題して、男女共

同参画推進連携会議及び内閣府主催で「共同参画フォーラム2009」を行いました。このフォーラムにおいて公開プレゼンテーション、公開選考会（委員長:北城議長）を開催し、男女共同参画シンボルマークを決定しました。

3. 第26回男女共同参画連携会議の開催

平成21年7月3日、第26回連携会議が開催されました。今回は、地域版連携会議の代表者を迎え、活発な情報交換、意見交換がなされました。

会議の後半では、国・地方男女共同参画推進ネットワーク参加の10府県の地域版連携会議の代表によるパネルディスカッションが行われ、それぞれの地域版連携会議の活動や課題等が説明されました。その後、地域版連携会議の出席者より、国・地方男女共同参画推進ネットワークの立ち上げ宣言が行われ、小淵大臣と議長・副議長、地域版連携会議の代表者により横断幕が掲げられました。

会議の終盤、小淵大臣より「今年は男女共同参画社会基本法が制定されてから10年という節目の年であり、この10年間で女性はいろいろな面で活躍され、新たな道を築いてこられました。これからの10年は、男性も女性もその能力を発揮しやすい環境をしっかりと整備していきながら頑張っていかななくてはなりません。また、国と地方の男女共同参画推進ネットワーク宣言により、これからもますます国と地方が力を合わせて、一緒に頑張っていかなければなりません。」と挨拶がありました。

詳細はウェブサイトのこちらのページをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/renkei/zentai/26z.html>

<参加団体>

- ・青森県男女共同参画推進協議会（*）
- ・千葉県男女共同参画推進連携会議（*）
- ・ふくい女性ネット
- ・しずおか男女共同参画推進会議
- ・あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム
- ・京都府男女共同参画推進連携会議（*）
- ・ひょうご男女共同参画推進連携会議（*）
- ・奈良県男女共同参画県民会議（*）
- ・鳥根県男女共同参画社会形成促進会議（*）
- ・山口県男女共同参画推進連携会議



第26回共同参画推進連携会議における国・地方男女共同参画推進ネットワークの立ち上げ

長期的な視点に立った女性の人生設計を支援するために 「女性のライフプランニング調査研究考察」

文部科学省

平成21年度から、文部科学省による「女性のライフプランニング支援総合推進事業」がスタートし、全国7地域で男女共同参画センターやNPO等を核としたモデル事業が実施されています。

では、「女性のライフプランニング支援」には、どのようなニーズがあるのでしょうか。

女性の支援ニーズ

平成18年度に内閣府が30代・40代の女性を対象に行った調査によれば、女性の「働き方の希望」は、結婚や出産・子育てといったライフステージによって変化します。子どもが小さな時期には、「働きたくない」という人もいますが、子どもが小学生の頃には9割以上の女性が働くことを希望しています。働き方も、子どもが小さなうちは、在宅や短時間勤務の希望が高く、大きくなるに連れてフルタイムで働くことを希望する人が増えます。しかし「現実」は、働いていない人が希望よりも圧倒的に多く、働き方も子どもの年代を問わずパート・アルバイトに集中しており、希望と現実の間にギャップがみられます。

このようなギャップが生じている背景には、結婚・出産を機に就業継続を断念する女性が多い状況や、子育て中の女性が思うような再就職を果たせていない状況があります。近年は、就職して数年の間に離職し、正社員から契約社員等の非正社員に移行してしまう女性が多く、育児休業等の両立環境が整ってきてもそれらを十分活用できない女性が増えているという問題もあります。

企業のニーズ

このような問題は、多くは企業におけるハードな就労環境に起因するものです。しかし、それだけではありません。

平成19年度に文部科学省が行った企業に対するヒアリング調査からは、ワーク・ライフ・バランス(WLB)や両立環境が整ってきた企業では、女性社員に、長期的な視点でキャリアを考えた上で、制度を活用して欲しいと考えていることがわかりました。仕事と生活をどのようなバランスで調和させるかは個々人の選択ですが、短時間勤務などを活用する女性の多くがキャリアアップをあきらめてしまっている状況は、企業にとっても望ましいものではありません。また、両立環境が整っても、「キャリアの展望が描けない」という理由で辞めてしまう女性や再就職に踏み切れない女性もいます。

WLBとライフプランニング支援

女性の働き方の「希望と現実のギャップ」を埋めるためには、多様な働き方の希望を持った女性を受け入れられる職場環境づくりとしての「WLB施策」が重要です。同時に、こうした支援策や、結婚・出産などのライフイベントにおいて女性が直面する問題を、女性がよく理解し、長期的な視点で自分のキャリアや人生を考えて、就業選択や制度活用が行えるような支援が必要です。この支援こそが「ライフプランニング支援」です。具体的には、情報提供・相談・研修・ロールモデルや仲間づくり等の支援です。誰もが必要な時期に、地域や職場でこうした支援を受けられるようにするにはどうしたらよいのか。今年度のモデル事業では、具体的な試みが展開されています。

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員 矢島洋子)



笑顔があふれる 未来のために！

奈良県では、2006年に「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会を目指し、幅広く施策を推進しています。



「なら男女共同参画週間イベント2009」記念講演の様子



「仕事と生活の調和」県民フォーラムでのパネルディスカッションの様子



デートDV予防啓発リーフレット「高校生のための『しない、されない、デートDV』」

なら男女共同参画週間 イベント2009

本県では奈良県男女共同参画推進条例の施行日である7月1日を含む1週間を期間として、奈良県女性センターを会場に、「なら男女共同参画週間イベント」を毎年度開催しています。

今年度も男女共同参画に取り組む団体で構成される実行委員会が中心となって、「女（ひと）と男（ひと）分かちあいつながる希望 参画社会」をテーマに「なら男女共同参画週間イベント2009」を開催しました。期間中は有ビグイシュー日本編集長の水越洋子さんを講師に迎えた記念講演や、実行委員会参加団体によるパネル展示や啓発劇、トーク&ディスカッションが行われ、多くの来場者がありました。

仕事と生活の調和の推進

昨年度は男女共同参画推進連携会議、内閣府、奈良県男女共同参画県民会議との共催で、「仕事と生活の調和」県民フォーラムを開催しました。（株）ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵さんの基調講演の他、東京大学大学院准教授の瀬地山角さんをゲストコメン

テーターに、男女共同参画推進連携会議議員の内海房子さんらをパネリストに迎えパネルディスカッションを行いました。また、県民会議が中心となって実施した「子育て世帯における仕事と生活の調和実態調査」の結果を報告し、仕事と生活の調和の実現に向けた提言を行いました。

男性の家事時間15分アップ キャンペーン

平成18年に行われた社会生活基本調査によれば、本県の女性の家事関連に費やす時間（家事時間）は全国で最も長い反面、男性は全国で5番目に短く、女性は家事に対して負担感を強く感じ、出産や就労への意欲をそぐ一因になっていると考えられます。そこで、今年度は男性の家事参加を啓発し、女性の家事の負担感の軽減とワーク・ライフ・バランスを推進するために、まずは男性の家事時間を1日あたり15分増加させることを目標に、男性が家事に取り組んでいる姿を撮影した写真とメッセージを募集します。応募作品の一部は、県内商業施設等で展示する他、県ホームページにも掲載する予定です。

しない、されない、デートDV

ドメスティック・バイオレンスの予防啓発の一環として、「高校生のための『しない、されない、デートDV』」を発行しました。作成にあたっては教育委員会とも協議を重ね、高校生にわかりやすい内容になるように努め、県内高等学校等の新入生全員を対象に配布しました。各校においては授業やホームルームでの活用を通じて啓発を進めています。

奈良県は紀伊半島の中央に位置し、大阪府、京都府、和歌山県、三重県に囲まれた海のない内陸県です。県内には「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」の3つの世界遺産があり、毎年多くの観光客が訪れます。また、2010年は「平城京」遷都から1300年目にあたります。これを記念し、奈良県では、2010年1月から県内各地で平城遷都1300年を祝祭する様々な記念イベントを展開します。

株式会社高島屋



高島屋のワーク・ライフ・バランス

百貨店業界は、女性のお客が多く、人と人とのつながりによって成り立っています。お客様との良好なコミュニケーションには多様な人材の多様な経験が大きく寄与するため、従来から女性の感性や経験を活かすための環境づくりや、多様な働き方で構成されるチームとしての総合力の発揮を目指した取組を行っています。当社の取組を振り返ってみると、その取組は全て現在の全員を対象としたワーク・ライフ・バランス（以下WLB）への取組につながっています。平成18年にWLB推進事務局を立ち上げ、以来、WLBの認知度アップと共に、均等均衡の視点を踏まえた育児介護制度の充実や、働き方の見直し、健康管理体制の強化、キャリア形成への支援等、全ての従業員を対象とした取組を行っています。平成20年からは厚生労働省「仕事と生活の調和推進プロジェクト」へも参画し、取組を強化してきました。

21年度以降の取組の考え方

WLB支援は持続可能な社会への貢献であり、企業にとっても人材の確保・定着、仕事の意欲の維持・向上などのため必要不可欠な取組であると捉えています。この取組の実効を上げていくためには、従来の取組を継続していくとともに、現在の経営環境や社会的要請を踏まえて取組を進化する必要があります。当社においては、次世代法行動計画のタームに合わせ「WLB実現に向けたアクションプラン」を策定し、労使で取組の進捗状

況をチェックしていますが、基本的な取組項目については、平成21年度からも継続することとし、その上で、「仕事の生産性の向上」「多様性の尊重（ダイバーシティ）の推進」「少子化社会における社会的責任」の3つの視点を踏まえ具体策に落とし込み取組を推進しています。

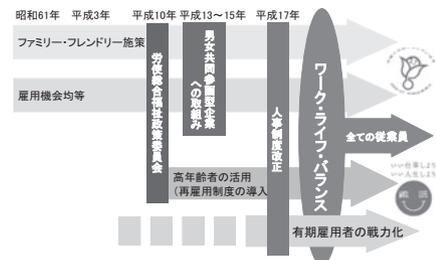
自らのWLBを考える～自発的な行動のサポート～

WLBは、仕事と生活を天秤にするのではなく、自分の中にそれぞれの構成要素があり、自分自身のキャパシティの範囲でバランスさせるという考え方と捉えています。企業がWLB支援に取組む最大の目的は、従業員一人ひとりにより少ない時間で高い成果を生み出させることにあります。業務改善や自己研鑽により創出した時間をさらにインプットの時間として有効活用するといった好循環を生み出し、仕事の生産性や質の向上につなげていくことが重要であり、それには一人ひとりの自発的な行動が求められます。そのきっかけとして「自らのWLBを考えるツール」を作成配布し、考えることによる意識変革を目指しています。

また、個々人のWLBの状態・考え方を職場のマネージャーが日々のコミュニケーションの中でつかみ、モチベーションアップや育成につながる仕事の与え方を行っていくことが重要であることを、管理職のWLB研修でも説いています。

WLBへの取組は何よりも「継続」が大切。一人ひとりの自発的な行動を企業の力としていくべく、継続した取組を実施してまいります。

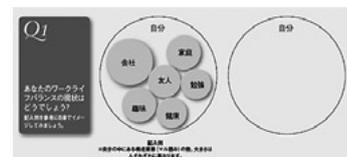
（人事部人事政策担当）



取組の変遷



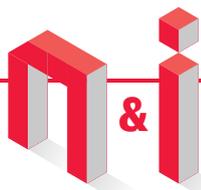
21年度の取組の相関図・スローガン



自らのWLBを考えるツール

会社概要／株式会社高島屋

●本社所在地：大阪府大阪市中央区 創業：1831年 ●従業員数（2009年2月末時点）：社員6,724名（内訳：男性3,583名・女性3,141名）上記の他、嘱託員、契約社員及びパート社員が5,351名 ●ネットワーク：国内20店舗・海外3店舗（グループ会社含む）



[News & Information]

1

News

内閣府

苦情処理取りまとめ結果公表

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法17条に基づき、男女共同参画に係る施策についての苦情の処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済状況について、毎年度国と地方公共団体の取組状況について調査を行い、男女共同参画会議の下に設置された監視・影響調査専門調査会に報告を行っています。

7月31日に平成20年度の状況について報告しました。男女共同参画にかかる施策に対する苦情の処理については、各府省庁及び都道府県・政令指定都市65自治体全てで苦情処理体制が整備されている状況であり、平成20年度の男女共同参画に係る苦情処理件数は、国で308件、都道府県・政令指定都市で67件となっています。また、男女共同参画に係る人権侵害の被害者救済・相談等件数についてみると、配偶者等からの暴力に関するものが大変多くなっており、法務省の人権擁護機関が平成20年中に取り扱った女性を被害者とする相談件数41,160件のうち夫から妻に対する暴行・虐待・強制・強要は13,356件ありました。また、都道府県・政令指定都市が平成20年度中に受け付けた人権侵害相談件数中、配偶者等からの暴力に関するものが84,472件と最も多く、増加傾向にあります。

2

News

内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業(熊本県八代市)を開催



8月1日、熊本県八代市と内閣府との共催で、八代市男女共同参画宣言都市記念式典が開催されました。

式典では、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告があった後、男女共同参画社会をテーマに募集された標語等の入賞者の表彰が行われました。

また、今年6月の市議会において満場一致で可決された八代市男女共同参画宣言文の群読が行われ、男女（ひと）がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”の実現を目指すことを誓いました。

続いて、八代吹奏楽愛好会による軽音楽演奏と八代みらいネットによる寸劇「一人ひとりが輝くために・・・踏み出せ、一歩」が上演されました。

さらに、NHKエグゼクティブアナウンサーの村上信夫氏により、「おやじの腕まくり」と題した記念講演が行われ、ご自身のご家族のお話なども交えながら、「おやじが変わる、家族が輝く、地域がよみがえる」を合言葉に、1994年に結成した父親たちの社会活動グループを例に、おやじ（男性）の社会参画について、軽妙な語り口でお話いただきました。

3

News

国立女性教育会館

平成21年度女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修実施



6月18日～20日（2泊3日）、本研修を実施しました（「女性関連施設管理職コース」は、特定非営利活動法人全国女性会館協議会と共催）。

地域で男女共同参画を実現するために、推進拠点となる

男女共同参画センター等の女性関連施設と地域で活動する団体・グループが連携・協働しながら事業を進めていくことが望まれています。そこで、会館がこれまで実施した女性関連施設に関する調査研究の成果を活かし、女性関連施設管理職と団体リーダーのエンパワーメント及び連携・協働関係の構築支援を本研修の主な目的としました。

全国各地から約100名が参加し、施策説明・講義を【共通プログラム】として参加者全員で課題を共有したほか、具体的な問題解決に関しては参加者の実情に即した【コース別プログラム】として「事業のあり方」「組織のエンパワーメント」「連携・協働関係の構築」について講義と実践事例を基に解決の手立てを考え合うワークショップを行い、実践力を高める研修となりました。

4

Info

国立女性教育会館

女性アーカイブセンター所蔵展示

独立行政法人国立女性教育会館では、現在、平成21年度女性アーカイブセンター所蔵展示を開催しています。

今年度は、家庭科教育の実践的研究者である和田典子氏（1915-2005）の旧蔵資料をはじめ、大正時代の産婆学教科書や、昭和初期の英語の教科書など、昨年6月の女性アーカイブセンター開設から1年の間に寄贈された資料を新たに紹介しています。

また、女性アーカイブセンターの主なコレクションである「奥むめおコレクション」から、昭和初期に設立された「婦人セツルメント」や「働く婦人の家」に関する数々の写真を、「稲取婦人学級資料」から、学習課題の一つ「ラジオフォーラム」に関する資料を展示しています。

どうぞご来場ください。



期間：平成21年6月18日（木）

～9月13日（日）

平成22年1月15日（金）

～5月31日（月）

時間：9：00～17：00

場所：国立女性教育会館本館1階
女性アーカイブセンター展示室

[News & Information]

5	Info	内閣府
----------	------	-----

平成21年度「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」

内閣府では、全国の地方公共団体等の相談業務担当者を対象とし、相談事案の手続き等が円滑かつ迅速に対応できるようにするとともに、相談業務の質の向上を図ることを目的として、以下のとおりセミナーを開催します。

基礎セミナー
日程・場所：
8月26日（水）～27日（木） 大阪府大阪市
11月9日（月）～10日（火） 岩手県盛岡市
11月19日（木）～20日（金） 京都府京都市
対象：相談員等としての経験年数が3年未満の者

応用セミナー
日程：12月3日（木）～4日（金）
場所：国立女性教育会館
対象：相談員等としての経験年数が3年以上の者

管理職セミナー
日程：平成22年1月28日（木）～29日（金）
場所：国立女性教育会館
対象：配偶者からの暴力に関する相談事業を統括する立場の者等

各セミナーの詳細は国立女性教育会館HPをご覧ください。
<http://www.nwec.jp/>

6	Info	法務省
----------	------	-----

ヒューマンフェスタ2009開催

人権啓発フェスティバル（ヒューマンフェスタ）は、法務省と文部科学省、全国人権擁護委員連合会、開催自治体及び助成人権教育啓発推進センター等との共催で、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を総合的に実施することにより、より多くの地域の方々に参加していただくことで、広く人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的としています。

毎年、全国2か所で開催しており、平成21年度は以下の会場で開催する予定です。

内容は、人権に関する講演会、シンポジウム、人権啓発資料展のほか、コンサート、映画上映会、キッズイベント、アトラクション等を予定しています。

岐阜会場
日程：9月19日（土）～20日（日）
時間：10：00～
場所：長良川国際会議場

仙台会場
日程：10月3日（土）～4日（日）
時間：10：00～
場所：みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）
詳細はHPをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken81.html>

7	Info	内閣府
----------	------	-----

全国男女共同参画フォーラム2009inぎふ(岐阜県)

日時：9月19日（土）13：30～16：40
場所：長良川国際会議場メインホールさらさ～ら（岐阜市長良福光2695-2）
主催：内閣府、岐阜県、岐阜市
内容：内閣府報告、基調講演、パネルディスカッション
参加方法：申込必要（託児を要する場合は要予約）
問合せ先：岐阜県環境生活部男女参画青少年課
TEL 058-272-8236 FAX 058-278-2611
E-mail c11123@pref.gifu.lg.jp

8	Info	内閣府
----------	------	-----

全国男女共同参画フォーラムinぐんま(群馬県)

日時：10月17日（土）13：00～
場所：群馬会館（前橋市大手町2-1-1）ほか
主催：内閣府、群馬県、
男女共同参画フォーラムinぐんま実行委員会
内容：内閣府報告、基調講演等
参加方法：電話・FAX・E-mailにて先着300名
問合せ先：群馬県生活文化部人権男女共同参画課
TEL 027-226-2902 FAX 027-220-4424
E-mail jinkendanjoka@pref.gunma.jp

9	Info	内閣府
----------	------	-----

全国男女共同参画宣言都市サミットinのべおか(宮崎県)

日時：11月6日（金）13：00～
場所：延岡総合文化センター（延岡市東浜砂町611-2）ほか
主催：内閣府、延岡市、サミットinのべおか実行委員会
内容：内閣府報告、基調講演、パネルディスカッション等
参加方法：申込必要（託児を要する場合は要予約）
問合せ先：延岡市企画部男女共同参画推進室
TEL 0982-22-7056 FAX 0982-23-1145
E-mail danjo@city.nobeoka.miyazaki.jp

10	Info	女性と仕事の未来館
-----------	------	-----------

**平成21年度第2回全国相談担当者研修会
働く女性のメンタルヘルス～認知行動療法を学ぶ～**

認知行動療法について、概念・相談窓口での活用法等を習得します。（講師：大野裕慶応大学教授他）
日程：9月5日（土）10：30～17：00
対象：全国の女性関連施設の相談員等
場所：女性と仕事の未来館
詳細は未来館HPをご覧ください。
<http://www.miraikan.go.jp>

リレートーク

Relay Talk 1

子育て支援施設『ゆったりーの』運営委員会代表

Ohara Satoko

小原 聖子



元々は娘達が通っていた区立保育園が統廃合民営化のために廃園になり、その跡地を新宿区から借受け、新宿区と地域住民が協働で子育て支援施設『ゆったりーの』を運営しています。当初は保育園の廃園反対運動から行政と住民・地域の関係について興味を持ち、ついには職業を“子育て支援”に転職し、「親子の居場所づくり」と「子育て支援者や団体の中間支援」を行なっています。

『ゆったりーの』の運営を通して、行政との協働や地域づくり、そして子育てや育ちの環境について、日々悩みながらみんなで考える毎日です。子育てについては、とかく『母親と子ども』の問題についてがクローズアップされますが、本当は母親だけでなく父親や家族の問題でもあり、また、地域の課題や、働き方の課題、自治体や国の方針、政治などすべてが直結していく奥深いテーマなんだと運営を通じて実感しています。

『ゆったりーの』の運営を通して、行政との協働や地域づくり、そして子育てや育ちの環境について、日々悩みながらみんなで考える毎日です。子育てについては、とかく『母親と子ども』の問題についてがクローズアップされますが、本当は母親だけでなく父親や家族の問題でもあり、また、地域の課題や、働き方の課題、自治体や国の方針、政治などすべてが直結していく奥深いテーマなんだと運営を通じて実感しています。

Relay Talk 2

滋賀県立男女共同参画センター

Morimoto Masako

森本 真左子



当センターは、当初婦人センターとして設立されましたが今年で23年目を迎えます。学校現場、教育行政を経て、教職の身分で着任した私は2年目。慣れない職場ですが、勤務していて何より嬉しいのは、「多くの輝いている女性との出会い」です。共通して

いるのは、実に柔軟でプラス思考、それでいて強いこと。前をしっかり見つめ、今何ができるかを理論的に、ときに直感的に組み立て、即実行していきます。見ていて爽快であると同時に、どれだけの困難さとそれを乗り越える努力を今までに積み重ねてこられたかを想像します。優しい微笑みの向こうにある、静かですが確固たる自信とぶれない判断力、そして見事な決断に強く心惹かれます。

財政逼迫の折、センターも大きな転換期にあります。私も輝く女性たちを見習って、今だからこそ何ができるかを考え、次代の共同参画を探りつつ強く進んでいきたいと思えます。

編集後記

みなさま、はじめまして。このコーナーに初登場でありながら離任の挨拶をさせていただきます初代編集長のFです。私は広報誌は印刷物という形だけでなく、お伝えする内容も含めて公共財であり、公共財であるからこそ、伝える力（思わず読みたくなる力）を最大化するため「デザイン」が必要であると考えています。本当に多くの方々のご協力を得て、毎号素敵な表紙と共に、みなさまのお手元にお届けできる喜びは、何ものにも変え難いものでありました。やっと毎号、刊行物として質的に安定してきたかなとも感じております。このような雑誌や広報誌を常に良くしていくのは、一にも二にも読者の方々の厳しい目線と温かい励ましあつてのものと思っております。今後とも「共同参画」よろしく申し上げます。

【お詫び】

本誌7月号p.19の女性のチャレンジ賞特別部門賞の受賞者「吉村 憂希」様のお名前に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」8・9月号

www.gender.go.jp

第16号 ● 2009年8月20日発行
編集・発行 ● 内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話 ● 03-5253-2111 (代)
印刷 ● 株式会社エゴ



内閣府男女共同参画局

男女共同参画社会の 実現を目指して



2009.6
改訂

内閣府男女共同参画局 2009年6月発行

男女共同参画パンフレット改訂版

お問い合わせは、内閣府男女局同参画局へ

<http://www.gender.go.jp/>